

「神戸市介護予防支援業務等従事者証」の取り扱いについて

1. 神戸市介護予防支援業務等従事者証発行の目的

神戸市介護予防支援業務等従事者証（以下、「従事者証」という。）は、神戸市主催の介護予防ケアマネジメント従事者研修の修了者に対して、発行いたします。

従事者証を保有していることが、神戸市被保険者の指定介護予防支援業務及び神戸市の定める介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援業務等」という。）に従事していただく要件となります。

2. 従事者証の携帯及び提示

介護予防支援業務等を行う従事者（以下、「従事者」という。）は、介護予防支援業務等を行う際、常に従事者証を携帯し、要支援者及び事業対象者（以下、「利用者」という。）及びその家族に対し、従事者証、及び従事者の所属する事業者（以下、「事業者」という。）の発行する職員証を提示してください。

3. 従事者の届出について

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、「神戸市介護予防支援業務等従事者（新規・変更・喪失）届出（第2号様式）」に記載し、神戸市に届出をお願いいたします。

- (1) 従事者証を保有する介護支援専門員を新たに雇用する場合（**新規届出**）
- (2) 従事者の氏名、事業所の名称等に変更があった場合（**変更届出**）
- (3) 従事者が退職又はその資格を喪失（例：介護支援専門員資格喪失など）した場合（**喪失届出**）

4. 従事者証の再発行について

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに「神戸市介護予防支援業務等従事者証再発行申請書（第3号様式）」により従事者証の再発行申請を行ってください。

- (1) 従事者の氏名に変更があった場合（第2号様式とあわせて提出してください。）
- (2) 従事者証を紛失・破損等した場合

5. 従事者証の返却

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、従事者証を神戸市に返却してください。

- (1) 従事者が従事者としての資格を喪失した場合
- (2) 再発行申請に基づいて新たな従事者証の発行を受け、旧の従事者証が不要となった場合
- (3) 従事者証の有効期限を経過した場合

<従事者に関する留意事項>

介護予防支援業務等を受託した指定居宅介護支援事業者等は、次のいずれかに該当する場合は、利用者の居住地を担当するあんしんすこやかセンターへ従事者名を連絡してください。

- (1) 利用者を担当する従事者を変更する場合
- (2) 利用者を担当する従事者が従事者の資格を喪失した場合

※ 第2号様式、及び、第3号様式については、神戸ケアネットに掲載しています。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/index.html>

神戸ケアネット>介護予防ケアマネジメントガイド>神戸市指定介護予防支援業務従事者に関する届出様式

問い合わせ先 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市保健福祉局高齢福祉部
地域包括支援係 078-322-6325